

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例附則第4項、第7項、第8項及び第9項の規定による給料等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第21号

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例附則第4項、第7項、第8項及び第9項の規定による給料等に関する規則を廃止する規則

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例附則第4項、第7項、第8項及び第9項の規定による給料等に関する規則（平成18年四日市市規則第63号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（総務部人事課）